

霧島市税条例の一部改正について

霧島市税条例の一部を次のように改正する。

令和3年6月4日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市税条例の一部を改正する条例

霧島市税条例（平成17年霧島市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第34条の7第1項第2号中「関する寄附金」の次に「（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除く。）」を加える。

第36条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

附則第5条第1項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第6条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条の2中第25項を第26項とし、第24項を第25項とし、第23項の次に次の1項を加える。

24 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第24条第2項及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第5条第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 令和6年1月1日

(2) 附則第10条の2の改正規定 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の施行の日

（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の霧島市税条例第34条の7第1項第2号の規定は、所得割の納税義務者が令和3年4月1日以後に支出する同号に規定する寄附金について適用し、所得割の納税義務者が同日前に支出したこの条例による改正前の霧島市税条例第34条の7第1項第2号に規定する寄附金については、なお従前の例による。

2 前条第1号に掲げる規定による改正後の霧島市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（提案理由）

地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）等が公布されたことに伴い、税負担軽減措置等の整理合理化を行う必要があることから、本条例の所要の改正をしようとするものである。